

## 第26回入善町農業委員会議事録

令和4年9月2日午後1時30分から第26回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 16名            欠員 2名

出席委員 14名

2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり	6番 上田 幸嗣
7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎	10番 米山 義隆
11番 坪野 和夫	13番 永山 美和	14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊
16番 田中 吉春	18番 長原 均		

欠席委員 2名

1番 五十里 章            5番 森下 吉光

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第97号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第98号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第99号 事業計画変更の申請による意見進達について

議長（米山 義隆）

お疲れ様です。お盆が過ぎてからは朝晩涼しくなって、秋めいているような感じがしますが、少し日が出るとまだ熱中症予防が必要なほど暑いような、そんな蒸し暑い日が続いております。稲刈りを見ると、9月の8日くらいから10日頃が始まりのピークかなと感じております。いずれにしても心配な台風ですが、直撃は避けてもらいたいと思うところであります。

それから皆様もご存じのとおり、今年の概算金の方は、1,300円アップというところになりました。令和3年度には富富富で2,700円ダウンしている訳で、半分までは上がっていないという現実と、肥料高や燃油の高騰が直撃しているなかで、多少なりともアップしてくれることはありがたいです。やはりもう少し販売に力を入れていかなければならないということを書いていく必要があると思っております。米の消費を上げることがまず重要なので、自分の家庭でもたくさんご飯を食べるようにしていきたいものです。

それでは本日もよろしくお願いたします。

議長（米山 義隆）

それでは第26回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長 (米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長 (米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。2番中陣委員と4番森下さゆり委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長 (米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長 (米山 義隆)

次に、日程第3、議案第97号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第97号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町新屋〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は512㎡です。

譲渡人は、長野県下伊那郡松川町元大島〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町新屋〇〇の〇〇さんです。

申請地は、もともと平成2年に、〇〇さんが貸駐車場敷地に供する目的で、農地法5条による許可を受けていました。しかし、当時譲受人であった〇〇さんがその後事業を実施することなく、申請地は農地のままになっておりましたので、このたび、申請地を耕作している〇〇さんへ所有権移転をするべく、本申請に至りました。申請地は仲間田ですが、申請地に隣接する田も譲受人が耕作していらっしゃいます。

なお、平成2年の農地法5条許可については、〇〇さんから許可の取消願いが提出されており、許可権者である県へ進達したところであります。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自宅から徒歩3分のところにあり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が30年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり従事して、耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、30,848㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、米山委員にいただいております。

議長（米山 義隆）

それでは、私が現地の確認を行いましたので、補足説明させていただきます。事務局の説明のとおりであります。本案件の転用の経緯について分かる方はほとんどいらっしゃらない状態で、かつて譲渡人がするはずだった事業も今となっては分かりませんが、譲受人はこれからも継続的に耕作なさるということで、確認印を押ししました。以上です。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第97号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第98号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第98号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は3件の申請があります。また申請番号3番に関連して、事業計画変更申請も併せて提出されていますので、議案第99号も続けて説明いたします。

申請番号1番、申請地は、入善町一宿〇〇の1筆、台帳地目、現況地目はともに田、面積は290㎡です。

貸渡人は入善町一宿〇〇の〇〇さん。借受人は、入善町上飯野〇〇の〇〇さんで、転用目的は「一

般住宅敷地」です。権利の種類は「使用貸借権」です。

申請者の〇〇さんは、現在共同住宅に住んでいますが、子の誕生を踏まえて、両親に子育ての協力や、生活面での相互的な援助関係を保つため、実家近くに生活拠点を移すことになり、今回、父の所有地から申請地を選定し、今回の転用申請となりました。

申請面積は290㎡と、一般住宅として利用するために必要な面積と認められます。排水につきましては、町道小摺戸一宿線に埋設してあります下水道へ接続予定であり、雨水につきましては隣接する排水路へ流す予定となっております。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的は「一般住宅敷地」であり、転用許可基準の「集落接続」に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は令和4年8月22日に除外済であり、隣接耕作者の同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は小林委員に頂いております。

続きまして、申請番号2番、申請地は、入善町上野字柳堀〇〇の1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地、面積は138㎡です。

譲渡人は入善町上野〇〇の〇〇さん。譲受人は、入善町上野〇〇の〇〇さん。転用目的は「駐車場敷地」、権利の種類は「所有権移転」です。

申請者の〇〇さんは、亡くなられたご主人が〇〇レッカーを経営しており、今回の申請地は当時の昭和62年から隣接する自己所有地と一体的に資材、車両置場として利用していました。その後、今から5年程前に会社が廃業となってから、建設会社に資材、土砂、車両置場敷地として貸していましたが、国道バイパス拡幅に係る調査により、今回の申請地が違反転用であることがわかり、始末書をつけて申請することとなりました。

雨水排水につきましては、申請地と公衆用道路の間に設置済の排水溝へ流しております。

申請地につきましては、第3種農地であり、原則許可のため、農地の区分と転用目的に問題はありません。

また、申請地は昭和47年3月15日に農業振興地域農用地区域外となり、除外は不要です。入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は寺田委員に頂いております。

続きまして、申請番号3番、申請地は入善町上飯野〇〇外5筆の計6筆、台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は17,688㎡です。

貸渡人は、入善町上飯野〇〇の〇〇さん外2名で、借受人は入善町本村〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「陸砂利採取」で、契約内容は「賃借権の設定」です。

申請者の〇〇さんは、土木工事業をはじめ、土石採取・販売業など様々な分野の事業を行っている会社ですが、今回の申請地で、陸砂利資源開発と併せて土壌改良および圃場整備を行う計画とし

たことから今回の申請となりました。

今後、2か年の計画期間で、17,688㎡の申請地から、70,000㎡の砂利を採取し、84,000㎡の土砂を埋め戻す計画であります。

申請地は、完了後に農地に原状回復することから、一時的な転用であり、農振農用地から除外の必要はなく、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

また、耕作者、地区代表者の同意書および入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は細田委員にいただいております。

次に議案書の7ページをご覧ください。議案第99号「事業計画変更の申請による意見進達について」次のとおり、事業計画変更の申請があったので審議を求めます。

変更前の貸渡人は入善町上飯野〇〇の〇〇さん外5名で、借受人は〇〇さん。申請地は入善町上飯野〇〇外8筆の計9筆。台帳地目、現況地目ともに田で、合計面積は17,015㎡。転用目的は「陸砂利採取」で、契約内容は「賃借権の設定」とし、計画期間は令和3年10月1日から令和5年9月30日までの2か年の予定でした。

変更後の申請地は入善町上飯野〇〇外2筆の計3筆。合計面積は8,965㎡。変更内容は、陸砂利採取地の変更です。

変更後の位置図は9ページをご覧ください。先ほどの〇〇さんの5条案件の6ページと併せてご覧いただくとわかりやすいと思います。

変更理由としましては、〇〇さんが、隣り合う2工区目の転用申請にあたり、〇〇さんに対して許可済みの土地の一部を〇〇さんが共同使用することになり、〇〇さんが共同使用部分について一時転用の再申請を行うことから、今回の事業計画変更となりました。

以上4件、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（米山 義隆）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

小林委員

申請番号1番について、8月12日に私のところに建設会社の方が書類を持っていらっしゃいました。翌日、所有者の〇〇さんに面会し、現場を確認させていただいたところであります。理由については事務局から説明のあったとおりで、〇〇さんのところの宅地の中にもう1軒家が建つような面積は当然なく、付近にも別の候補地がありましたが、そちらは道路との間に1m以上の段差がありますので、申請地の方が宅地造成に向いているということと、縦線横線の道路が町道で冬場も除雪がされるだろうということで非常に利便性が良いとのことから、申請地を選定し、使用貸借権を設定しようというお話でした。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。続いて申請番号2番を寺田委員お願いいたします。

寺田委員

申請番号2番について、現地確認したところ、既に資材置場となって利用されておりましたし、適当だと思って確認印を押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。続いて申請番号3番と、議案第99号「事業計画変更の申請による意見進

達について」を細田委員お願いいたします。

細田委員

今程事務局から説明があった通りです。7月27日に書類を持ってこられて、一部変更がありました。が、地権者をはじめ、関係者の同意書があり、問題ないと思いましたが、確認印を押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

では、議案第98号「農地法第5条の規定による意見進達について」及び議案第99号「事業計画変更の申請による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

これは結局、陸砂利採取する場所が増えたということでしょうか。

細田委員

増えたのではなく、業者同士のやりとりがあったうえの一部共同使用のための変更です。

愛場委員

埋め戻しの土はどこから持ってきているのでしょうか。

細田委員

境川の上流や小川から少し上がったところなど、計3箇所からです。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。議案第98号「農地法第5条の規定による意見進達について」及び議案第99号「事業計画変更の申請による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

この後ですが、富山県農業会議の方から2人お越しいただいて、タブレット研修を行うことになっておりまして、席の移動をお願いします。2人で1台のタブレットを使っておられます。

また、県外視察についてですが、実施するかしないかも含めて、皆様にお諮りしたいと思っております。

議長（米山 義隆）

今程事務局からありましたが、県外視察については3年ぶりに、本来であれば前会長も実施したいという意思の中で皆様にはお金も積み立てていただいております。昨今コロナ禍で非常に大変な中ではありますが、感染予防対策を取りながら、皆様と良い事例を見に行きたいという思いでおります。

皆様からのご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。稲刈り終えて落ち着いてからでないといけないと思いますので、10月末か11月頃にはと思っていますのですが。

(「異議なし」の発言あり)

議長 (米山 義隆)

このような形で話を進めさせていただいてよろしいでしょうか。では事務局とも相談しながら計画を練らせていただきたいと思います。

事務局

ありがとうございました。総会後にはタブレット研修を行いますので、この後は席の移動をお願いします。

議長 (米山 義隆)

では、これをもちまして第26回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和4年10月6日木曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後1時55分)